

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：一般旅客定期航路事業の相続の認可
- ② 手続根拠：・海上運送法第18条第4項
海上運送法施行規則第19条
- ③ 手続対象者：死亡した一般旅客定期航路事業者の事業を引き続き営もうとする相続人
- ④ 提出時期：事業開始前（標準処理期間1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月））
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(6)に係る事項を記載した相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書を、所轄する地方運輸局等へ提出
 - (1) 住所及び氏名
 - (2) 被相続人の氏名及び被相続人との続柄
 - (3) 承継しようとする一般旅客定期航路事業
 - (4) 申請者以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名
 - (5) 相続に伴う当該一般旅客定期航路事業に属する財産に関する権利義務の変動
 - (6) 申請者が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：
 - (1) 戸籍謄本
 - (2) 申請者が法第5条第1号及び第2号に該当しない旨の宣誓書
 - (3) 当該一般旅客定期航路事業を申請者が承継することに対する申請者以外の相続人の同意書
- ⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679

四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

3. 手続情報

- ① 不服申立方法：行政不服審査法の規定による